第66期決算公告

平成29年9月25日　神奈川県三浦郡葉山町堀内16番地
株式会社日影茶屋
代表取締役　角田晋之助

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	237,841	流動負債	335,232
固定資産	1,133,773	固定負債	1,015,106
		退職給付引当金	56,002
		株主資本	21,276
		資本金	10,000
		資本剰余金	13,000
		その他資本剰余金	13,000
		利益剰余金	6,076
		利益準備金	3,250
		その他利益剰余金	2,826
		（うち当期純利益）	（12,767）
		自己株式	△7,800
合計	1,371,615	合計	1,371,615

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の菓子の製造販売事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年九月二十五日

横浜市金沢区福浦二丁目一番地七
（甲）クロスカルチャー合同会社
代表社員　相澤　輝卓

神奈川県三浦郡葉山町堀内一六番地
（乙）株式会社日影茶屋
代表取締役　角田晋之助

平成29年度エネルギー管理講習「資質向上講習」の公示

当センターは、エネルギー管理講習に関する規則（平成11年通商産業省令第48号）第3条第2項の規定に基づき、平成29年度エネルギー管理講習「資質向上講習」を実施する期日、場所その他講習の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

平成29年9月25日

一般財団法人省エネルギーセンター
会長　藤　洋作

平成29年度エネルギー管理講習「資質向上講習」実施内容

1．講義課目及び時間割

時間	120分	100分	110分	20分
課目	エネルギー総合管理及び法規	エネルギー管理の手法	エネルギー管理の実務	効果測定

※本講習は「工場」、「事業場」に分けて講義を実施します。ただし、受講希望者数が一定の人数（約100人）に達しない講習地では、講義時間を延長して「工場」「事業場」の講義を合同で実施します。

2．講習を実施する期日、講習地

①第1回

講習地	講習日	講義区分
東京都	平成30年1月11日（木）	工場
	平成30年1月12日（金）	事業場

②第2回

講習地	講習日	講義区分
北海道	平成30年2月23日（金）	工場・事業場
宮城県	平成30年2月23日（金）	工場・事業場
東京都	平成30年2月27日（火）	工場
	平成30年2月28日（水）	事業場
愛知県	平成30年2月28日（水）	工場
	平成30年2月27日（火）	事業場

講習地	講習日	講義区分
富山県	平成30年2月23日（金）	工場・事業場
大阪府	平成30年2月23日（金）	工場・事業場
広島県	平成30年2月20日（火）	工場・事業場
香川県	平成30年2月26日（月）	工場・事業場
福岡県	平成30年2月23日（金）	工場・事業場
沖縄県	平成30年2月16日（金）	工場・事業場

※講習は1日間です。各講習地における講習会場は、受講票にて通知します。

3．受講申込書の受付期間及び受講申込方法

⑴　受講申込書の受付期間
平成29年11月6日（月）から平成29年11月30日（木）まで

⑵　受講申込方法
下記の①または②の申込方法によります。

①　書類による申込方法：当センター指定の申込書で受講申込書の受付期間内に郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口で支払い手続きをする方法。

②　電子文書（インターネット）による申込み方法：当センター指定のホームページ（https://www.eccj.or.jp/）から平成29年11月30日（木）23時59分までに申込みを行い、当センター指定の方法で別途定めた期間内に受講料を支払う方法。

4．申込書等必要書類の配布場所及び問い合わせ先

機関名	電話
一般財団法人省エネルギーセンター 本部（講習部）〒108－0023 東京都港区芝浦2－11－5 五十嵐ビルディング	(03) 5439－4977
北海道支部	(011) 271－4028
東北支部	(022) 221－1751
東海支部	(052) 232－2216

機関名	電話
北陸支部	(076) 442－2256
近畿支部	(06) 6539－7515
中国支部	(082) 221－1961
四国支部	(087) 826－0550
九州支部	(092) 431－6402
公益社団法人沖縄県工業連合会	(098) 859－6191

5．受講料　17,100円（非課税）

6．受講対象者

現在、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任されている者のうち、下記に該当する者。

①　平成26年度のエネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了した者。

②　平成18年度から平成25年度の間に、エネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、平成28年度に選任された者。